

第 19 回 総合防犯設備士資格認定試験問題

B 問題解答例



公益社団法人 日本防犯設備協会

機能名	概要と効果
二人在室機能 (一人在室禁止機能)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の室内に人物を一人きりで在室させないための機能。 ・二人以上在室させることで不正行為を防止する。
アンチパスバック機能	<ul style="list-style-type: none"> ・認証装置でカードを照合した人が、同じカードを別の人に渡して続けて入室させることを防ぐ機能。 ・認証操作なしで入室(退室)すると次に退室(入室)ができなくなる。 ・共連れや、すれ違いによる不正な入退室を防ぐ。 ・入退室記録から入室した人の在室時間が把握できる。
アクセス時間制限機能	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の ID 情報毎に入出可能な時間帯などを決められることができる機能。 ・管理職と一般社員、アルバイト社員とを区分し、不用意な入室を防ぐ。
在室管理機能	<ul style="list-style-type: none"> ・室内に何名の人が残っているかを管理する機能。 ・入館者数と退館者数の差から施設内に残っている人数を管理できる。 ・誰がどの部屋にいるか分かる。
インターロック機能	<ul style="list-style-type: none"> ・インターロック式ゲートのほか管理の対象となる部屋に前室を設け、一つの閉じた空間に対し2つの扉を備えて同時に解錠(開扉)しないように制御を行う機能。 ・共連れや、すれ違いによる不正な入退室を防ぐ。
最終退出機能	<ul style="list-style-type: none"> ・使用している部屋の最終退出者が最終退出操作を行うことで侵入警報設備と連動させて警戒を開始させたり、ビル管理システムと連動させて節電を図ったりする機能。 ・警戒開始や施錠忘れを防ぐ。 ・照明やエアコンと連動させることで節電が図れる。 ・エレベータを該当階に停止させないことで部外者の侵入を防ぐ。

①	<p><u>検知器の配置・位置決めについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書と現場の状況を精査し、設置位置を決定する。変更する場合は、設計者へ報告する。 ・仕様書や取扱い説明書を精査し、有効な検知範囲が確実にとれるよう設置場所を決定する。
②	<p><u>取り付け、結線について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェンス内側の警戒は、飛越え侵入にも対応できるようクリアゾーンを確保して配置する。 ・検知器取付用支柱は、コンクリート土台にアンカーボルトなどで確実に施工する。 ・検知器への配線(結線)は、ジョイントボックス内で施工し、外部から配線そのものが見えないように保護すること。ジョイントボックスには、タンパ機能を付加する。
③	<p><u>検知器の光軸調整について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検知器の光軸の高さは、現場の実態を踏まえて設置する。 ・光の干渉、回り込み、外来光、太陽光の反射、車両のヘッドライトなどの対策を現地で講じること。講じた場合は、規定の感度余裕があるかを確認する。 ・太陽光などが検知器へ入光しないよう調整する。また、季節ごとの調整が必要。
④	<p><u>降霜、濃霧による誤報対策について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検知カバーに霜が付着しないようにヒーターを検知器に内蔵するか、外付けヒーターを装着する。電源容量に注意すること。 ・検知器のカバーに霜が付着しないよう検知器にフード(庇)を設ける。 ・感度余裕の減衰を考慮し、長距離仕様の検知器を選定する。 ・光軸のずれが生じないよう保守点検、調整を実施すること。
⑤	<p><u>小動物などによる誤報、侵入対策について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬、猫、鳥、など小動物対策、周囲環境を踏まえて設置する。 ・塀の上部に設置する場合、鳥や猫が発報の原因にならないよう検知器の位置を塀の天端の内側に設置する。
⑥	<p><u>調整・試験・取扱い説明について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・植木、荷物、車などで遮光されないようにすること。検知ゾーンでの植栽の手入れ等も考慮し、日常の管理に組み込むよう管理者に引き継ぐ。 ・カメラシステムとの連動は、予め管理者の要望を聴取し、赤外線ビーム検知器とのマトリックス表を作成し、運営上最大の効果を実現する。 ・サージアブソーバ(SPD)などの落雷対策を講じること。 ・維持管理の重要性を説明し、管理者と共同で維持管理を行う。

1.

イ	基地局及び待機所の所在地
ロ	盗難等の事故の発生に関する情報を感知する機器の設置場所及び種類その他警備業務用機械装置の概要
ハ	待機所から警備業務対象施設までの路程（当該路程を記載することが困難な事情があるときは、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合にその受信の時から警備員が現場に到着する時までに通常要する時間）
ニ	送信機器の維持管理の方法

2.

警備業務用機械装置（警備業務対象施設に設置する機器により感知した盗難等の事故の発生に関する情報を当該警備業務対象施設以外の施設に設置する機器に送信し、受信するための装置で内閣府令で定めるものをいう。）を使用して行う第一項第一号の警備業務（施設警備）をいう。」と規定している。

3.

①	警報を受信後、25 分以内に現地に到着すること。（特別区の区域を除いた区域では 30 分） ただし、へき地等に所在し、かつ、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に近隣に居住する管理者に連絡して事実の確認をする等必要な措置を講ずることができる〇〇県公安委員会が認めた警備業務対象施設に係るものを除く。
②	機械警備業者は、警報を受信した場合において、警備員をその対象施設に到着させるのに要する時間を短縮し、警備員による事実の確認その他の必要な措置がより効果的に講ぜられるようにするため、配置する警備員、待機所及び車両その他の装備の充実に努めなければならない。

項 目	検 証 ・ 評 価 す る 内 容
1. 防犯上の有効性の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地外部からの侵入は物理的な対策に加え、敷地周囲の侵入検知器、出入管理システム及び防犯カメラシステムによって不正入域時の検知が可能となっている。 ・ 建物への侵入は物理的な対策に加え、敷地周囲の侵入検知器、出入管理システム及び防犯カメラシステムによって不正入館時の検知が可能となっている。 ・ 建物内部の各部屋への出入の管理、不正入室の阻止及び発生時の検知が可能となっている。
2. 設計内容の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用する機器及びシステムは、概ね適切である。 ・ 機器等の設置位置、配線仕様、配線ルート等が適切で、かつ現場での施工に十分配慮されている。 ・ 図面、仕様書間の記載内容に矛盾はない。
3. 運用面からの検証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯設備の運用にあたって、利用者に特段の不便を強要することはない。 ・ 侵入警報システムの警戒の開始／解除の操作で誤操作防止の対策が行われている。 ・ 重要な部屋は、共連れ防止に配慮されている。 ・ 管理室での日常操作は、的確にかつ効率的に行えるよう配慮されている。 ・ 停電時の対策ができています。 ・ 清掃やごみ収集などの日常の作業に対する配慮がされている。
4. 維持管理面からの検証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用する機器及びそれを構成する部品等に特殊品等の使用は行っていない。 ・ 日常管理をする管理者に、特段の知識や技術を求めることはない。
5. 総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯設備を構成する各システムのグレードには大きなばらつきがない。 ・ 予算等と大きなかい離がない。 ・ 将来の間仕切りの変更や使い勝手の変更などに柔軟に対応できる。